

スタートアップによる未利用熱活用促進事業に係る協定書

東京都（以下「甲」という。）とスタートアップによる未利用熱活用促進事業実施事業者である●●●●（以下「乙」という。）は、「スタートアップによる未利用熱活用促進事業」（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、実施事業者が中心となって未利用熱の活用に関する新たなアイデア、技術等を有するスタートアップに対して実証の場を提供し、データセンター等事業者との協業を図ることにより、未利用熱の有効活用に資する技術及び製品等の信頼性の向上を図り、社会実装につなげていくため、その実施に関し必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

（事業責任者）

第3条 乙は、本事業の実施に際し、自己の分担業務の管理及び運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を事業責任者として選任すること。事業責任者は、甲との連絡調整、事業の進捗管理及び現場での執行管理の責任を負うものとする。

（本事業の内容）

第4条 次の各号の内容について、乙が作成した企画に基づき、甲及び乙が連携して実施する。

- (1) スタートアップの公募及び選定（事業者とのマッチング）
- (2) データセンター等事業者の公募及び選定
- (3) プロジェクトの組成、運営及び伴奏型支援
- (4) 広報及び成果の発信
- (5) 進捗状況及び結果の報告

（責務）

第5条 甲は、乙の本事業の趣旨に沿った事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく取組を支援するとともに、その成果に対し、応分の負担として協定金を支払うものとする。
2 乙は、事業計画に基づき、スタートアップと事業者との協業が着実に進むよう、甲及び各関係機関と連携し、計画的かつ誠実に取組を実施するものとする。

(案)

(業務分担)

第6条 本事業の実施における甲及び乙の業務分担は、次のとおりとする。

(1) 甲の業務

- ア 本事業に関する協議及び助言
- イ 本事業の広報
- ウ 協定金の支出（甲は乙に対し、協定金の支出以外に一切の債務を負わない。）
- エ その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認める事項

(2) 乙の業務

- ア スタートアップと事業者のプロジェクトの組成及び運営を支援し、事業計画に基づき、計画的かつ誠実に協業を促進すること。
- イ 本事業の広報への協力及び本事業の成果の発信
- ウ その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認める事項

(事業計画の作成)

第7条 乙は、協定締結後速やかに事業計画を作成し、甲に協議を行う。

2 甲は、前項の規定により乙から協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、乙に対して通知する。

(事業計画の変更)

第8条 乙は、事業計画の内容を変更しようとするときは、甲に協議の上、承認を得るものとする。

(事業報告)

第9条 乙は、事業計画に基づき、甲が指定する期日までに、事業報告及びKPIの達成状況について根拠書類を添えて甲に報告しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、甲が必要と認めるときは、乙に対し、前項の内容を含む本事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(効果検証・評価)

第10条 甲は、前条による報告を受けた場合、その報告内容の妥当性及びKPIの達成状況等について、外部有識者等で構成される評価委員会において検証及び評価を行い、その結果を乙に通知するものとする。

(協定金の額)

第11条 甲が乙に対して支払う当該年度の協定金の額は、基準額及び成果報酬額からなるものとし、合計の上限は8,000万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）とする。

(案)

甲は、前条による評価に応じて協定金の額を決定するものとし、その具体的な決定方法は別途定める。ただし、基準額は上限を6,800万円とする。また、成果報酬額は上限を1,200万円とし、支払わない場合もある。

(協定金の払込)

第12条 乙は、前条により決定された協定金の支払を甲に対して速やかに請求する。甲はその内容を審査し、適正と認めたときは、請求金額を乙に支払うものとする。

(経理)

第13条 乙は、本事業に関して経理を明確にし、帳票等関係書類を適切に整理及び保管するものとする。

- 2 甲が、乙に対して経理に係る報告を求めるときは、乙はこれに誠実に対応するものとする。
- 3 乙は、本事業終了の日から起算して5年間、本事業に関する関係書類を保存するものとする。

(甲乙の解除権及び解除に伴う措置)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき。
 - (2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要が生じたとき。
 - (3) 乙が本事業の執行において不適切な行為を行ったとき。
 - (4) 荒天、天変地異などの影響により、やむを得ず中止するとき。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により本協定を解除することになった場合は、必要に応じて乙に協定金の返還を求めることができる。

(延滞金及び違約加算金)

第15条 甲が前条第2項の規定により乙に協定金の返還を求めた場合において、乙がこれを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で算定した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

- 2 前条第1項(1)から(3)までに該当し本協定を解除し、甲が乙に協定金の返還を求めた場合においては、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協定金の額につき年10.95パーセントの割合で算定した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

(延滞金の計算)

(案)

第 16 条 甲が前条第 1 項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求める協定金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(損害賠償責任)

第 17 条 甲及び乙は、本協定に定める義務の不履行により相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。その場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(暴力団等の排除)

第 18 条 乙は、本事業を実施するに当たり、乙、乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、次の措置を講ずる義務を負うものとする。

- (1) 不当介入を断固として拒否すること。
- (2) 甲に速やかに報告すること。
- (3) 警察に通報し、捜査に必要な協力をすること。

(個人情報の取扱い)

第 19 条 甲及び乙が、第 6 条に規定する業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、第三者にこれを漏洩してはならない。この義務は、事業終了後も同様とする。

2 甲及び乙は、保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。

なお、甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担により解決するものとする。

3 甲及び乙は、本事業に係る業務終了後、各々が保有する個人情報を法令等で定められた保存期間に従い保管した後、適正に廃棄しなければならない。

(案)

(裁判管轄)

第 20 条 本協定に関する甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(情報公開等)

第 21 条 本事業に関連して甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は、公文書として取り扱うものとし、個人情報に係る部分を除き、原則として開示請求の対象となる。

(本事業の公表)

第 22 条 甲及び乙は、本事業の内容及びその成果を公表することができる。ただし、公表する場合は、本事業の成果であることを明示しなければならない。

2 甲及び乙は、提案事業の内容等を公表する場合は、公表に先立ち相手方と協議しなければならない。

(権利の帰属)

第 23 条 本事業の実施により乙の業務に付随して得られた成果及び著作物に対する著作権その他の権利は、乙に帰属するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による成果物を無償で利用できるものとし、この場合、甲及び乙は著作者人格権を行使しない。

(秘密の保持)

第 24 条 甲及び乙は、相手方から開示された資料及び情報のほか、本事業に関連して知り得た利用者の個人情報並びに利用者及び相手方の技術、学問、経営等に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱い、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

2 前項の守秘義務は、本協定期間終了後も存続する。

(情報の開示)

第 25 条 甲及び乙は、本協定期間中、自己が保有する本事業の実施に必要な資料及び必要な秘密情報を相互に開示する。ただし、秘密漏洩禁止義務の基、第三者から入手した資料

(案)

又は情報等の開示につき制約を受けるものについては、この限りではない。

2 甲及び乙は、前項により相手方から開示された一切の資料及び情報を本事業の目的のみに使用し、他の目的に使用してはならない。

(協定の変更)

第 26 条 甲及び乙は、本事業の内容等を変更する必要が生じた場合又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適当となつた場合は、協議の上、本協定を変更することができる。

(協定期間終了後の効力)

第 27 条 本協定が、期間満了又は解除等により終了した後においても、第 14 条から第 25 条まで及び本条の規定は存続するものとする。

(事前通知事項)

第 28 条 乙は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、事前に又は事後直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織に関する重要な変更がある場合
- (2) 本事業に関する事業の全部又は一部を譲渡する場合
- (3) 支配権に実質的な変動を生じさせる場合

(免責)

第 29 条 乙は、次の各号に該当する事項については自らの責任で処理しなければならない。

甲は、それに起因又は関連して乙に生じた損害、損失、費用、事故その他一切の事象について責任を負わないものとする。

- (1) 支援先企業の解散、清算又は倒産手続等の開始若しくはその申立て
- (2) 支援先企業の重要な契約等の締結、変更、解約、解除又は終了

(協議)

第 30 条 本協定の規定に疑義が生じた場合又は本協定の定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

(案)

令和 年 月 日

(甲) 所在地 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名称 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

(乙) 所在地

商号または名称

代表者